

生活について

1 生徒心得 —意識ある学校生活を送るための心得—

(1) 自立・創造とプラス思考

自分らしさを創造するために、常にプラス思考で考え、自己の価値観を確立する。さらに、自分の首動に責任を持ち、自立した個性を発揮するためにあらゆるものから学び続けましょう。

(2) 自己の存在価値と自己実現

自己実現のために、自己の存在価値を認識し、将来の計画や進路の目標を持ち、その達成に向けて能力や可能性を最大限に生かし、日々努力を重ね、資格取得などの目標を掲げ、真摯な態度で生活を送りましょう。

2 生活の心得

明るい挨拶をし、その場に応じた服装や言動を心がけ、時間を守り、相手に不愉快な思いをさせないことに気を付けましょう。

- ① 他人に迷惑をかけないようにしましょう。
- ② 公共物を大切にしましょう。
- ③ 他人に気を配りましょう。
- ④ 環境の美化に努めましょう。

基本的な生活習慣は、社会生活を円滑に送るためにも、人間性を高める上でも重要であり、以上の点には特に気をつけて生活をしましょう。また、本校には校則として細かな規則が定められてはいませんが、社会的なルールやマナーに則った良識ある行動をとり、すべての学友や職員と共に有意義な学校生活を送ることができるよう、本校を学習の場として最適な環境としましょう。なお、校外では、西高生としての誇りを持ち、地域社会の模範となるように行動しましょう。

3 校内生活について

安心・安全に気持ちよく学習ができる環境をみんなでつくっていきましょう。

(1) 服装

学習活動にふさわしいものを着用しましょう。奇抜な服装や露出の激しい服装は避けましょう。

(2) IDカード

IDカードは生徒証明書であり、大変貴重なものです。校内ではIDカードを常に携帯してください。

(3) 環境美化

ゴミはゴミ箱に捨て、校外でも同様にゴミのポイ捨ては止めましょう。また、食べ歩きは禁止です。

(4) 私物管理

全て自己管理です。各自が責任を持って自己管理してください。危険物の持ち込みは禁止です。また、不必要な物や高価な物の持込みは避けましょう。

ロッカーについては各自で南京錠を購入し、自己管理を行いましょう。

※南京錠は縦53mm×横35mm以内。掛け金は5mm以内。

(5) 盗難

私物は身につけ、高価な物は持ってこないなどの対策を取りましょう。

(6) 携帯電話

授業中は担当の先生の指示に従ってください。また、歩きスマホは大変危険です。

SNSでの安易な書き込みや投稿が、友人とのトラブルや、進学や就職等の将来の妨げとなります。マナーを守り、節度ある利用をしてください。

(7) 欠席・遅刻連絡

やむを得ない理由で欠席・欠課等する場合は必ず担任に連絡を入れてください。

(8) 授業改善指導（帰宅指導）

単位制高校の教育活動の中で授業の占める意義は大変大きく、授業中の妨害に対し再三の注意にもかかわらず、従わない等の指導拒否は、学校の判断により帰宅指導とします。その後の授業も全て欠席扱いとなり、改善の見込みが見られるまで授業に復帰できません。

(9) 指導拒否

授業に関わらず指導拒否は特別指導の対象となります。

4 校外生活について

(1) 就労について

本校の就労は午後10時までとなっています。就労する場合は就労届出書を必ず提出してください。法令に違反した就労等は特別指導の対象となる場合があります。

(2) 喫煙・飲酒

成人者でも学校生活時間（登校時・下校時を含む）の喫煙・飲酒は禁止です。また、必要に応じて所持品検査を行う場合があります。

5 通学について

(1) 自転車利用

自転車運転の二人乗り・並進・ヘッドホン・スマホ使用は禁止です。また、ヘルメットは努力義務（令和5年4月1日～）自転車保険の加入義務化（令和2年10月1日～）（自転車条例努力義務化）を必ずお願いいたします。「自転車通学願」を提出してください。

(2) 原付バイクについて

免許取得については取得願いを提出してください。また通学に利用する場合は、「原付バイク通学願」を提出してください。

(3) 運転免許（自動二輪、自動車）

運転免許を取得する際、届出の提出を必ずお願いいたします。また、免許取得については、卒業後の進路を考慮しての取組であり、通学時に使用することは原則禁止しています。

6 懲戒について

高等学校では、生徒の問題行動の程度に応じて、退学・停学・訓告の懲戒処分があります。

(1) 退学は下記のいずれかに該当する場合には行います。

- ① 性行不良で改善の見込みないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席が常でない者
- ④ 高等学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(2) 停学・訓告は下記の行為等に対して行います。

- ① 考査時に不正行為を行った場合
- ② 飲酒、喫煙等触法行為を行った場合
- ③ 他人に対し暴力行為を行った場合
- ④ 故意に校舎、校具その他を破壊、汚損した場合
- ⑤ その他、本校生徒として好ましくない行為のあった場合